

平成25年第2回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

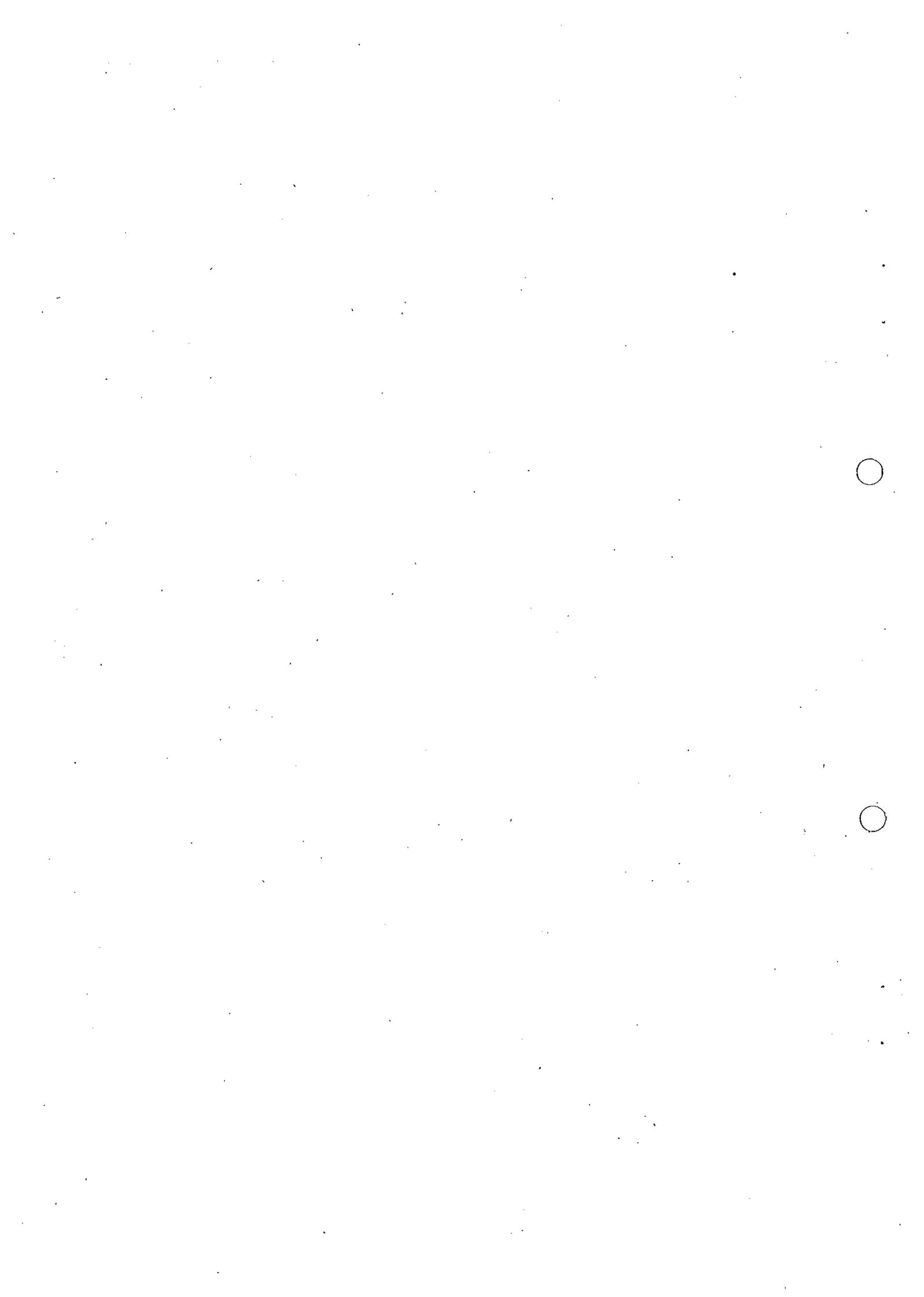
○ (その3)

堺 市 議 会



目 次

		頁
議員提出議案第11号	大都市行財政制度調査特別委員会を廃止する決議……………	3
議員提出議案第12号	都市魅力向上特別委員会を廃止する決議……………	4
議員提出議案第13号	世界遺産・国際文化調査特別委員会を廃止する決議……………	5
議員提出議案第14号	安全なくらしとエネルギー対策特別委員会を廃止する 決議……………	6
議員提出議案第15号	大都市制度・広域行政調査特別委員会の 設置等について……………	9
議員提出議案第16号	新たな都市活力創出調査特別委員会の 設置等について……………	10
議員提出議案第17号	安全・安心なまちづくり調査特別委員会の 設置等について……………	11
議員提出議案第18号	次世代育成支援調査特別委員会の設置等について……………	12



議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

- 議員提出議案第11号 大都市行財政制度調査特別委員会を廃止する決議
- 議員提出議案第12号 都市魅力向上特別委員会を廃止する決議
- 議員提出議案第13号 世界遺産・国際文化調査特別委員会を廃止する決議
- 議員提出議案第14号 安全なくらしとエネルギー対策特別委員会を廃止する決議

理由

平成24年法律第72号による改正前の地方自治法第110条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により設置した特別委員会を廃止するために、本決議案を提案するものである。

大都市行財政制度調査特別委員会を廃止する決議

大都市行財政制度調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

平成25年5月28日

堺市議会

都市魅力向上特別委員会を廃止する決議

都市魅力向上特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

平成25年5月28日

堺市議会

議員提出議案第13号

世界遺産・国際文化調査特別委員会を廃止する決議

世界遺産・国際文化調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

平成25年5月28日

堺市議会

議員提出議案第14号

安全なくらしとエネルギー対策特別委員会を廃止する決議

安全なくらしとエネルギー対策特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

平成25年5月28日

堺市議会

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

記

- 議員提出議案第15号 大都市制度・広域行政調査特別委員会の設置等について
- 議員提出議案第16号 新たな都市活力創出調査特別委員会の設置等について
- 議員提出議案第17号 安全・安心なまちづくり調査特別委員会の設置等について
- 議員提出議案第18号 次世代育成支援調査特別委員会の設置等について

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により、本市議会に特別委員会を設置等するために、本議案を提案するものである。

大都市制度・広域行政調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、大都市制度・広域行政調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、大都市行政の実態に対応する行財政制度、地方自治制度及び区役所のあり方を含めた都市制度並びに関西広域連合をはじめとする広域行政に関する施策等について調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

新たな都市活力創出調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、新たな都市活力創出調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、中心市街地の活性化をはじめとする都心地域のまちづくり及び都心交通のあり方、百舌鳥・古市古墳群をはじめとする本市の有する魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくり、シティプロモーション及び国際交流都市づくりの推進など新たな都市活力の創出について調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は13人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

安全・安心なまちづくり調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、安全・安心なまちづくり調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、大規模災害等の危機事象に備え、学校施設をはじめとする公共施設や社会インフラの維持管理、耐震・老朽化対策など減災・防災の推進を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりについて調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は13人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

次世代育成支援調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、次世代育成支援調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、子どもたちの学力向上、豊かな人間性を育むため、家庭や教育にかかる諸課題の解決を図るとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備など次代の社会を担う子ども一人ひとりを社会全体で支援する取り組みについて調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は13人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

平成25年第2回市議会(定例会)付議案件綴(その3)

平成25年 5月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-13-0047

